

3 農振第 2953 号  
令和4年4月1日

各 地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
北 海 道 知 事  
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

殿

農林水産省農村振興局長

経営体育成促進換地等調整事業実施要領の一部改正について

経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

※1 ( ) なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。  
また、県土地改良事業団体連合会会長に対しては県知事から周知するよう依頼されたい。

※2 ( ) なお、北海道土地改良事業団体連合会会長に対しては貴職から周知されたい。

※1 ( ) は、各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長宛てについて記載する。

※2 ( ) は、北海道知事宛てについて記載する。

## ○経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p style="text-align: center;">経営体育成促進換地等調整事業実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>ほ場整備事業等換地を伴う土地改良事業の実施を契機として、地域の望ましい農用地利用を確立していくためには、換地処分による農用地の集団化を図るとともに、併せて地区において将来の地域の農業を担う経営体として適切と認められる経営体（以下「育成すべき経営体」という。）への<u>農地中間管理権及び利用権（以下「農地中間管理権等」という。）</u>の設定、農作業の委託等を推進することが必要となっている。</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業は、換地計画を必要とする都道府県営又は団体営の土地改良事業実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成することにより、事業着手後における換地計画の樹立及び換地処分の実施を円滑ならしめ、かつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）において設けられた換地と利用権設定を一体的に推進する仕組みを効果的に活用することにより、事業実施地区における農用地の集団化その他農業構造の改善及び土地利用の合理化に資することを目的とする。</p> <p>2 実施対象</p> <p>都道府県営又は団体営の土地改良事業が行われる予定の地区（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第117条の区（以下「換地区」という。）を定める予定の地区にあっては換地区を含む。以下単に「地区」という。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事（以下「知事」という。）が適切と認めるものとする。</p> <p>なお、4の<u>(15)</u>の業務については、当該土地改良事業を実施中の地区とする。</p>	<p style="text-align: center;">経営体育成促進換地等調整事業実施要領</p> <p>1 目的</p> <p>ほ場整備事業等換地を伴う土地改良事業の実施を契機として、地域の望ましい農用地利用を確立していくためには、換地処分による農用地の集団化を図るとともに、併せて地区において将来の地域の農業を担う経営体として適切と認められる経営体（以下「育成すべき経営体」という。）への<u>新規利用権</u>の設定、農作業の委託等を推進することが必要となっている。</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業は、換地計画を必要とする都道府県営又は団体営の土地改良事業実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成することにより、事業着手後における換地計画の樹立及び換地処分の実施を円滑ならしめ、かつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）において設けられた換地と利用権設定を一体的に推進する仕組みを効果的に活用することにより、事業実施地区における農用地の集団化その他農業構造の改善及び土地利用の合理化に資することを目的とする。</p> <p>2 実施対象</p> <p>都道府県営又は団体営の土地改良事業が行われる予定の地区（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第117条の区（以下「換地区」という。）を定める予定の地区にあっては換地区を含む。以下単に「地区」という。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事（以下「知事」という。）が適切と認めるものとする。</p> <p>なお、4の<u>(14)</u>の業務については、当該土地改良事業を実施中の地区とする。</p>

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>3 事業主体  <u>都道府県、市町村、土地改良区</u>、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認めるものとする。</p> <p>4 実施内容          本事業は、次の業務項目の中から、当該地区において必要とする業務項目を選択して実施するものとする。          ただし、(1)、(4)、(5)、<u>(8)</u>及び<u>(13)</u>の業務については必須の業務とし、他の業務は地区の実情に応じて選択して実施するものとする。          なお、その具体的な実施方法については、おおむね、別紙「経営体育成促進換地等調整事業作業要領」によるものとする。</p> <p>(1) 地区内農地等状況調査          登記簿の確認、現地の確認等により土地の権利関係、<u>農地中間管理権等</u>の設定状況、農作業受委託の実施状況その他各種権利関係の状況の調査を行い、その結果を各筆ごとの調書、各権利者ごとの名寄帳等へ整理するとともに、これらを基にした従前地図面の作成等を行う業務</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 財産管理制度活用</u>  <u>土地改良事業の地区内の所有者不明農地に財産管理制度を適用するために          行う業務</u></p> <p><u>(7) 地区内ゾーン設定調整</u>          育成すべき経営体への換地処分等を通じた農用地の集団化を円滑に実施するため、集団化を実施する目的別に地区内のゾーン設定を行う場合に、ゾーン設定に関する関係機関との調整、関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえたゾーン設定調書等の作成及び関係農家への説明会の開催等を行う業務</p> <p><u>(8) 地域営農構想作成</u>          土地改良事業完了後の地域農業の将来を展望した地域営農構想の作成を行うための関係機関との調整、地域営農構想作成のための関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた地域営農構想の作成及び関係農家</p>	<p>3 事業主体  <u>土地改良区、市町村</u>、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認めるものとする。</p> <p>4 実施内容          本事業は、次の業務項目の中から、当該地区において必要とする業務項目を選択して実施するものとする。          ただし、(1)、(4)、(5)、<u>(7)</u>及び<u>(12)</u>の業務については必須の業務とし、他の業務は地区の実情に応じて選択して実施するものとする。          なお、その具体的な実施方法については、おおむね、別紙「経営体育成促進換地等調整事業作業要領」によるものとする。</p> <p>(1) 地区内農地等状況調査          登記簿の確認、現地の確認等により土地の権利関係、<u>利用権</u>の設定状況、農作業受委託の実施状況その他各種権利関係の状況の調査を行い、その結果を各筆ごとの調書、各権利者ごとの名寄帳等へ整理するとともに、これらを基にした従前地図面の作成等を行う業務</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 地区内ゾーン設定調整</u>          育成すべき経営体への換地処分等を通じた農用地の集団化を円滑に実施するため、集団化を実施する目的別に地区内のゾーン設定を行う場合に、ゾーン設定に関する関係機関との調整、関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえたゾーン設定調書等の作成及び関係農家への説明会の開催等を行う業務</p> <p><u>(7) 地域営農構想作成</u>          土地改良事業完了後の地域農業の将来を展望した地域営農構想の作成を行うための関係機関との調整、地域営農構想作成のための関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた地域営農構想の作成及び関係農家</p>

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>への説明会の開催等を行う業務</p> <p><u>(9)</u> 経営体育成方針作成 換地処分等を通じて育成すべき経営体への農用地の利用集積を図るための関係機関との調整、集積手法の検討、育成すべき経営体への農用地の利用集積を図る上で必要な関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進するための基本方針の作成及び関係農家への説明会の開催等を行う業務</p> <p><u>(10)</u> 創設農用地・増歩換地調整 創設農用地・増歩換地の取得を促進するため、(5)の地区内アンケート調査並びに地区外の担い手農家のリストアップ及びアンケート調査を実施し、創設農用地・増歩換地に見合う不換地等希望者の把握及び掘り起こしを行うとともに、取得者の選定基準、方法等の実施方針を事前に決定するための地域の合意形成等を行う業務</p> <p><u>(11)</u> 非農用地換地関係調整 非農用地換地を実施する場合の関係機関との調整、創設非農用地換地についての創設手法の検討、非農用地換地に関する関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた非農用地換地に関する基本方針の作成、不換地等希望者の把握、非農用地需要者の把握等非農用地換地を実施する上で必要な業務</p> <p><u>(12)</u> 交換分合基準含み換地調整 換地処分と交換分合を一体的な計画の下に実施する場合の関係機関との調整、交換分合を併せて実施するための関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた交換分合地区の概定及び交換分合基準書の作成等交換分合を併せて実施する上で必要な業務</p> <p><u>(13)</u> 換地設計基準作成 選択実施された上記業務の成果を踏まえ、具体的な換地選定上の基礎となる換地設計基準の作成及び関係農家への説明会の開催等換地設計基準の作成を実施する上で必要な業務</p> <p><u>(14)</u> 換地計画素案作成 換地処分等を通じて育成すべき経営体への農用地の利用集積を図るための土地利用調整の基礎となる換地計画素案（従前の土地及び換地予定地の所在</p>	<p>への説明会の開催等を行う業務</p> <p><u>(8)</u> 経営体育成方針作成 換地処分等を通じて育成すべき経営体への農用地の利用集積を図るための関係機関との調整、集積手法の検討、育成すべき経営体への農用地の利用集積を図る上で必要な関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進するための基本方針の作成及び関係農家への説明会の開催等を行う業務</p> <p><u>(9)</u> 創設農用地・増歩換地調整 創設農用地・増歩換地の取得を促進するため、(5)の地区内アンケート調査並びに地区外の担い手農家のリストアップ及びアンケート調査を実施し、創設農用地・増歩換地に見合う不換地等希望者の把握及び掘り起こしを行うとともに、取得者の選定基準、方法等の実施方針を事前に決定するための地域の合意形成等を行う業務</p> <p><u>(10)</u> 非農用地換地関係調整 非農用地換地を実施する場合の関係機関との調整、創設非農用地換地についての創設手法の検討、非農用地換地に関する関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた非農用地換地に関する基本方針の作成、不換地等希望者の把握、非農用地需要者の把握等非農用地換地を実施する上で必要な業務</p> <p><u>(11)</u> 交換分合基準含み換地調整 換地処分と交換分合を一体的な計画の下に実施する場合の関係機関との調整、交換分合を併せて実施するための関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた交換分合地区の概定及び交換分合基準書の作成等交換分合を併せて実施する上で必要な業務</p> <p><u>(12)</u> 換地設計基準作成 選択実施された上記業務の成果を踏まえ、具体的な換地選定上の基礎となる換地設計基準の作成及び関係農家への説明会の開催等換地設計基準の作成を実施する上で必要な業務</p> <p><u>(13)</u> 換地計画素案作成 換地処分等を通じて育成すべき経営体への農用地の利用集積を図るための土地利用調整の基礎となる換地計画素案（従前の土地及び換地予定地の所在</p>

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>、地番、用途、地積等を記載した書面）を作成するための関係機関との調整、換地計画素案に関する関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた換地計画素案及び換地予定地図（従前の土地及び換地予定地を示した図面）の作成並びに関係農家への説明会の開催等換地計画素案の作成を実施する上で必要な業務</p> <p><u>(15) 経営体育成換地調整</u></p> <p>土地改良事業着手前に選択実施された<u>(14)</u>までの業務の成果を踏まえ、当該土地改良事業の換地業務を実施する土地改良区等が育成すべき経営体への農用地の利用集積を進めるため、関係権利者との調整等を行い、その調整結果に基づき、従前の土地への利用権の設定を行うための農用地利用集積計画作成の申出（基盤強化法第18条第5項による申出をいう。以下同じ。）を実施する上で必要な業務</p> <p>5 事業の実施時期</p> <p>本事業における各業務の実施時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 4の(1)から<u>(14)</u>までの業務は、当該地区において実施する土地改良事業の<u>実施計画の策定に着手する年度以降の1年間</u>実施するものとする。なお、特に地域の実情等から必要があると認められる地区に<u>あっては、2年間</u>実施することができるものとする。</p> <p><u>(2) 中山間地域（農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1第2の4又は農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙1第2の2に規定する中山間地域をいう。）、水田農業高収益化計画（「水田農業高収益化推進計画の策定について」（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策総括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（「輸出事業計画の認定規程」（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）の策定地域に位置する地区の場合にあっては、4年以内とする。</u></p> <p><u>(3)</u> 4の<u>(15)</u>の業務は、当該地区において実施する土地改良事業の着手後、一時利用地の指定を行うか又は行った地域を対象として、その指定が実施された年度又はその翌年度に実施するものとする。</p>	<p>、地番、用途、地積等を記載した書面）を作成するための関係機関との調整、換地計画素案に関する関係農家へのアンケート調査項目の検討、調査結果を踏まえた換地計画素案及び換地予定地図（従前の土地及び換地予定地を示した図面）の作成並びに関係農家への説明会の開催等換地計画素案の作成を実施する上で必要な業務</p> <p><u>(14) 経営体育成換地調整</u></p> <p>土地改良事業着手前に選択実施された<u>(13)</u>までの業務の成果を踏まえ、当該土地改良事業の換地業務を実施する土地改良区等が育成すべき経営体への農用地の利用集積を進めるため、関係権利者との調整等を行い、その調整結果に基づき、従前の土地への利用権の設定を行うための農用地利用集積計画作成の申出（基盤強化法第18条第5項による申出をいう。以下同じ。）を実施する上で必要な業務</p> <p>5 事業の実施時期</p> <p>本事業における各業務の実施時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 4の(1)から<u>(13)</u>までの業務は、当該地区において実施する土地改良事業が<u>採択される前年度に</u>実施するものとする。なお、特に地域の実情等から<u>早期に着手する</u>必要があると認められる地区に<u>おいては、土地改良事業採択の前々年度から</u>実施することができるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 4の<u>(14)</u>の業務は、当該地区において実施する土地改良事業の着手後、一時利用地の指定を行うか又は行った地域を対象として、その指定が実施された年度又はその翌年度に実施するものとする</p>

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>6 成果品等</p> <p>事業主体は、本事業の成果として、次の成果品を作成し、保管するものとする。</p> <p>(1) 4の(1)、(4)、(5)、<u>(8)</u>及び<u>(13)</u>の必須の業務については、「従前地図面」、「従前地各筆調書」、「従前地各筆カード」、「従前地各人別名寄帳」、「国公有地調書」、「特定用途用地調書」、「不換地等調書」、「創設換地調書」、「異種目換地調書」、「<u>農地中間管理権等調書</u>」、「地域営農構想」及び「換地設計基準」</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> 4の<u>(6)</u>の業務を選択した場合には、「<u>財産管理制度活用調書</u>」</p> <p><u>(5)</u> 4の<u>(7)</u>の業務を選択した場合には、「地区内ゾーン設定図」</p> <p><u>(6)</u> 4の<u>(10)</u>の業務を選択した場合には、「創設農用地・増歩換地取得調書」</p> <p><u>(7)</u> 4の<u>(11)</u>の業務を選択した場合には、「非農用地生み出し促進対策調書」</p> <p><u>(8)</u> 4の<u>(12)</u>の業務を選択した場合には、「交換分合実施予定地区調書」</p> <p><u>(9)</u> 4の<u>(14)</u>の業務を選択した場合には、「換地計画素案」及び「換地予定地図」</p> <p><u>(10)</u> 4の<u>(15)</u>の業務を選択した場合には、「利用権設定申出実績調書」</p> <p>7 国の助成措置（略）</p>	<p>6 成果品等</p> <p>事業主体は、本事業の成果として、次の成果品を作成し、保管するものとする。</p> <p>(1) 4の(1)、(4)、(5)、<u>(7)</u>及び<u>(12)</u>の必須の業務については、「従前地図面」、「従前地各筆調書」、「従前地各筆カード」、「従前地各人別名寄帳」、「国公有地調書」、「特定用途用地調書」、「不換地等調書」、「創設換地調書」、「異種目換地調書」、「<u>利用権等調書</u>」、「地域営農構想」及び「換地設計基準」</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><u>(4)</u> 4の<u>(6)</u>の業務を選択した場合には、「地区内ゾーン設定図」</p> <p><u>(5)</u> 4の<u>(9)</u>の業務を選択した場合には、「創設農用地・増歩換地取得調書」</p> <p><u>(6)</u> 4の<u>(10)</u>の業務を選択した場合には、「非農用地生み出し促進対策調書」</p> <p><u>(7)</u> 4の<u>(11)</u>の業務を選択した場合には、「交換分合実施予定地区調書」</p> <p><u>(8)</u> 4の<u>(13)</u>の業務を選択した場合には、「換地計画素案」及び「換地予定地図」</p> <p><u>(9)</u> 4の<u>(14)</u>の業務を選択した場合には、「利用権設定申出実績調書」</p> <p>7 国の助成措置（略）</p>
<p>別紙</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業作業要領</p> <p>第1 地区内農地等状況調査</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>農地中間管理権等調書</u>の作成</p> <p>地区内における<u>農地中間管理権等</u>の設定及び農作業受委託の状況並びに新たな<u>農地中間管理権等</u>の設定及び農作業受委託が実施可能な農用地の調査を行い、「<u>農地中間管理権等調書</u>（別紙様式10号）」を作成するものとする。</p> <p>なお、地区において農用地利用改善団体、地域農業集団その他の農業生産組</p>	<p>別紙</p> <p>経営体育成促進換地等調整事業作業要領</p> <p>第1 地区内農地等状況調査</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>利用権等調書</u>の作成</p> <p>地区内における<u>利用権</u>の設定及び農作業受委託の状況並びに新たな<u>利用権</u>の設定及び農作業受委託が実施可能な農用地の調査を行い、「<u>利用権等調書</u>（別紙様式10号）」を作成するものとする。</p> <p>なお、地区において農用地利用改善団体、地域農業集団その他の農業生産</p>

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>織が設立され具体的な活動を実施している場合は、関係行政機関、農業協同組合等の協力を得て、その組織の概要、活動目的、活動実績等を調査し、<u>農地中間管理権等調書</u>に取りまとめるものとする。また、近い将来設立が予定されているものがある場合は、組織概要等把握が可能な事項を<u>農地中間管理権等調書</u>に取りまとめるものとする。</p> <p>7 農用地分散状況調査</p> <p>従前地図面及び各人別名寄帳によって、集落別耕地の出入作の状況、各人の農用地の分散状況を調査し、出入作の状況については図面に所属集落ごとの色分けをし、また、農用地の分散状況については各人ごとの団地（接続した各筆の塊）の数を基石を置くなどの方法によって調査の上、各人別名寄帳の「団地数」欄に記入するものとする。</p> <p>また、農用地の分散状況のほか、所有農用地と<u>農地中間管理権等設定地</u>及び農作業受託地の状況を図示した分散状況図を作成し、担い手の所有農用地と<u>農地中間管理権等設定地</u>及び農作業受託地の現在の分散状況を把握するものとする。</p> <p>第2～第5（略）</p> <p><u>第6 財産管理制度活用</u></p> <p><u>土地改良事業の地区内の所有者不明農地に財産管理制度を適用するために行う業務とする。なお、活用結果は財産管理制度活用調書（別紙様式14号）に取りまとめるものとする。</u></p> <p><u>第7 地区内ゾーン設定調整</u></p> <p>1 ゾーン設定調書等の作成</p> <p>地区内ゾーン設定調整を選択した場合には、ゾーン設定に関する調査項目を含んだ第5の地区内アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、望ましい農用地等の利用形態を確保するため地区内に次のような区域設定を行い、その結果をゾーン設定調書（別紙様式15号）及び地区内ゾーン設定図（地区内におけるゾーン設定の状況を示した図面）に取りまとめるものとする。</p>	<p>組織が設立され具体的な活動を実施している場合は、関係行政機関、農業協同組合等の協力を得て、その組織の概要、活動目的、活動実績等を調査し、<u>利用権等調書</u>に取りまとめるものとする。また、近い将来設立が予定されているものがある場合は、組織概要等把握が可能な事項を<u>利用権等調書</u>に取りまとめるものとする。</p> <p>7 農用地分散状況調査</p> <p>従前地図面及び各人別名寄帳によって、集落別耕地の出入作の状況、各人の農用地の分散状況を調査し、出入作の状況については図面に所属集落ごとの色分けをし、また、農用地の分散状況については各人ごとの団地（接続した各筆の塊）の数を基石を置くなどの方法によって調査の上、各人別名寄帳の「団地数」欄に記入するものとする。</p> <p>また、農用地の分散状況のほか、所有農用地と<u>利用権設定地</u>及び農作業受託地の状況を図示した分散状況図を作成し、担い手の所有農用地と<u>利用権設定地</u>及び農作業受託地の現在の分散状況を把握するものとする。</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第6 地区内ゾーン設定調整</u></p> <p>1 ゾーン設定調書等の作成</p> <p>地区内ゾーン設定調整を選択した場合には、ゾーン設定に関する調査項目を含んだ第5の地区内アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、望ましい農用地等の利用形態を確保するため地区内に次のような区域設定を行い、その結果をゾーン設定調書（別紙様式14号）及び地区内ゾーン設定図（地区内におけるゾーン設定の状況を示した図面）に取りまとめるものとする。</p>

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>(1)～(4)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p><b>第8</b> 地域営農構想作成</p> <p>1 地域営農構想の作成</p> <p>土地改良事業完了後の地域農業の将来を展望した営農構想策定に関する調査項目を含んだ第5の地区内アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、地区内の農用地利用に関する関係農家の意向を反映した農業経営規模、生産方式、農業従事の態様、農用地の利用集積の目標等農業経営基盤の強化を促進するための構想等を内容とする地域営農構想（別紙様式 <b>16号</b>）を作成するものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p><b>第9</b> 経営体育成方針作成</p> <p>1 経営体育成方針の作成</p> <p>経営体育成方針作成を選択した場合には、換地処分等を通じた育成すべき経営体への農用地の利用集積に関する調査項目を含んだ第5の地区内アンケート調査を実施し、その結果を踏まえて地区内における次のような調整等の活動を行うとともに、経営体育成方針を作成するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 選定された育成すべき経営体を中心とした農用地の面的な集積による連坦化を図る上で必要な<b>農地中間管理権等設定</b>又は農作業受委託に関する調整</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 換地設計基準の作成</p> <p>2の活動の結果及び経営体育成方針を踏まえ、育成すべき経営体の経営農</p>	<p>(1)～(4)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p><b>第7</b> 地域営農構想作成</p> <p>1 地域営農構想の作成</p> <p>土地改良事業完了後の地域農業の将来を展望した営農構想策定に関する調査項目を含んだ第5の地区内アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、地区内の農用地利用に関する関係農家の意向を反映した農業経営規模、生産方式、農業従事の態様、農用地の利用集積の目標等農業経営基盤の強化を促進するための構想等を内容とする地域営農構想（別紙様式 <b>15号</b>）を作成するものとする。</p> <p>2～4（略）</p> <p><b>第8</b> 経営体育成方針作成</p> <p>1 経営体育成方針の作成</p> <p>経営体育成方針作成を選択した場合には、換地処分等を通じた育成すべき経営体への農用地の利用集積に関する調査項目を含んだ第5の地区内アンケート調査を実施し、その結果を踏まえて地区内における次のような調整等の活動を行うとともに、経営体育成方針を作成するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 選定された育成すべき経営体を中心とした農用地の面的な集積による連坦化を図る上で必要な<b>利用権設定</b>又は農作業受委託に関する調整</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 換地設計基準の作成</p> <p>2の活動の結果及び経営体育成方針を踏まえ、育成すべき経営体の経営農</p>



改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>用地を中心とした農用地の面的な集積を促進するため、次のような換地計画の作成に関する事項を換地設計基準に明記するものとする。</p> <p>(1) 既に<u>農地中間管理権等</u>の設定されている農用地の面的な集積を図るための方針</p> <p>(2) 育成すべき経営体の経営農用地の隣接地において<u>農地中間管理権等</u>の設定を行うための方針</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p><b>第10</b> 創設農用地・増歩換地調整</p> <p>1 創設農用地・増歩換地実施方針の作成</p> <p>創設農用地・増歩換地調整を選択した場合には、次により取得者選定基準、方法等を定めた実施方針を取りまとめ、創設農用地・増歩換地取得調書(別紙様式 <u>17号</u>)を作成するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><b>第11</b> 非農用地換地関係調整</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 非農用地生み出し促進対策調書の作成</p> <p>1で作成した非農用地換地実施方針を踏まえ、不換地予定者、非農用地需要者、関係地方公共団体等との間での非農用地生み出しのための事前調整及び創設換地取得に係る内諾の徴集並びにそれらの譲渡時期等の調整を行い、その内容を取りまとめ、非農用地生み出し促進対策調書（別紙様式 <u>18号</u>）を作成するものとする。</p> <p>4～5（略）</p> <p><b>第12</b> 交換分合基準含み換地調整</p> <p>1（略）</p>	<p>用地を中心とした農用地の面的な集積を促進するため、次のような換地計画の作成に関する事項を換地設計基準に明記するものとする。</p> <p>(1) 既に<u>利用権</u>の設定されている農用地の面的な集積を図るための方針</p> <p>(2) 育成すべき経営体の経営農用地の隣接地において<u>利用権</u>の設定を行うための方針</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p><b>第9</b> 創設農用地・増歩換地調整</p> <p>1 創設農用地・増歩換地実施方針の作成</p> <p>創設農用地・増歩換地調整を選択した場合には、次により取得者選定基準、方法等を定めた実施方針を取りまとめ、創設農用地・増歩換地取得調書(別紙様式 <u>16号</u>)を作成するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><b>第10</b> 非農用地換地関係調整</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 非農用地生み出し促進対策調書の作成</p> <p>1で作成した非農用地換地実施方針を踏まえ、不換地予定者、非農用地需要者、関係地方公共団体等との間での非農用地生み出しのための事前調整及び創設換地取得に係る内諾の徴集並びにそれらの譲渡時期等の調整を行い、その内容を取りまとめ、非農用地生み出し促進対策調書（別紙様式 <u>17号</u>）を作成するものとする。</p> <p>4～5（略）</p> <p><b>第11</b> 交換分合基準含み換地調整</p> <p>1（略）</p>

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>2 交換分合実施予定地区調書等の作成 1の従前地調査及びアンケート調査等の結果を踏まえて、交換分合実施に関する方針及び交換分合実施予定地区調書（別紙様式 <u>19号</u>）を作成するものとする。</p> <p>3～5（略）</p> <p><b>第13</b> 換地設計基準作成</p> <p>1 換地設計基準の作成 換地設計基準の作成に当たっては事業推進委員等各集落の事情に精通した者を作成委員として選出し、換地設計基準項目（別紙様式 <u>20号</u>）及び選択実施された <b>第12</b> までの業務の成果を踏まえ、地区の実情に即した換地設計基準（別紙様式 <u>21号</u>参照）を作成するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p><b>第14</b> 換地計画素案作成</p> <p>1・2（略）</p> <p><b>第15</b> 経営体育成換地調整</p> <p>1 経営体育成換地調整の実施 土地改良事業着手前において選択して実施された <b>第14</b> までの業務の成果を踏まえ、当該土地改良事業の換地業務を実施する土地改良区等が育成すべき経営体への農用地の利用集積を推進するため、次の業務を実施するものとする。 (1)～(5)（略）</p> <p>2 活動成果 上記の調整活動の成果を取りまとめ、利用権設定申出実績調書（別紙様式 <u>22号</u>）を作成するものとする。</p>	<p>2 交換分合実施予定地区調書等の作成 1の従前地調査及びアンケート調査等の結果を踏まえて、交換分合実施に関する方針及び交換分合実施予定地区調書（別紙様式 <u>18号</u>）を作成するものとする。</p> <p>3～5（略）</p> <p><b>第12</b> 換地設計基準作成</p> <p>1 換地設計基準の作成 換地設計基準の作成に当たっては事業推進委員等各集落の事情に精通した者を作成委員として選出し、換地設計基準項目（別紙様式 <u>19号</u>）及び選択実施された <b>第11</b> までの業務の成果を踏まえ、地区の実情に即した換地設計基準（別紙様式 <u>20号</u>参照）を作成するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p><b>第13</b> 換地計画素案作成</p> <p>1・2（略）</p> <p><b>第14</b> 経営体育成換地調整</p> <p>1 経営体育成換地調整の実施 土地改良事業着手前において選択して実施された <b>第13</b> までの業務の成果を踏まえ、当該土地改良事業の換地業務を実施する土地改良区等が育成すべき経営体への農用地の利用集積を推進するため、次の業務を実施するものとする。 (1)～(5)（略）</p> <p>2 活動成果 上記の調整活動の成果を取りまとめ、利用権設定申出実績調書（別紙様式 <u>21号</u>）を作成するものとする。</p>

改正後

現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）

(別紙様式1号) (略)

(別紙様式1号) (略)

(別紙様式2号)

(別紙様式2号)

従前地各筆調査書

従前地各筆調査書

市町村	大字						価額	所有者		所有権以外の権利 又は処分の制限	耕作者等		記事
	字	地番	地目 (登記)	用途	地積	等位		住所	氏名		住所	氏名	

市町村	大字						価額	所有者		所有権以外の権利 又は処分の制限	耕作者等		記事
	字	地番	地目 (登記)	用途	地積	等位		住所	氏名		住所	氏名	

(注) 1 集計は字、大字、市町村別に行うこと。  
 2 実測地積を記入する場合は、「地積」欄の上段に( )書きで記入する。  
 3 「所有権以外の権利又は処分の制限」欄には、賃借権にあっては◎と、使用賃借にあっては◎と記入する。また、**農地中間管理権にあっては◎**、利用権にあっては◎と付記し「記事」欄に権利の設定期間を記入する。  
 4 農作業の受委託地については、「耕作者等」欄に受託者名を記入し、「記事」欄に◎と記入する。  
 5 交換分合基準含み換地調整を行う地区にあっては、交換分合予定地区を含め、「記事」欄に◎と記入する。

(注) 1 集計は字、大字、市町村別に行うこと。  
 2 実測地積を記入する場合は、「地積」欄の上段に( )書きで記入する。  
 3 「所有権以外の権利又は処分の制限」欄には、賃借権にあっては◎と、使用賃借にあっては◎と記入する。また、利用権にあっては◎と付記し「記事」欄に権利の設定期間を記入する。  
 4 農作業の受委託地については、「耕作者等」欄に受託者名を記入し、「記事」欄に◎と記入する。  
 5 交換分合基準含み換地調整を行う地区にあっては、交換分合予定地区を含め、「記事」欄に◎と記入する。

(別紙様式3号) ~ (別紙様式9号) (略)

(別紙様式3号) ~ (別紙様式9号) (略)

改正後

(別紙様式 10 号)

農地中間管理権等調書

1 農地中間管理権等の設定等の状況

土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地積	貸し手		借り手		権利名	設定期間		備考
					住所	氏名	住所	氏名		年月～年月	々年	

- (注) 1 権利名は、農地中間管理権又は利用権を記入する。  
 2 所有者以外の者が貸し手となっている場合は、「備考」欄に◎として所有者の住所、氏名を記入する。  
 3 貸借等を希望する土地である場合は、「備考」欄に◎と記入する。  
 4 2の場合であって、貸し手又は借り手等が不明の場合、不明事項は記入しなくてよい。  
 5 実測地積を記入する場合は、「地積」欄上段に( )書きで記入する。  
 6 農作業の受委託にあっては、受委託者の住所及び氏名を「貸し手」又は「借り手」欄に記入するとともに「備考」欄に◎と記入し、農作業の受委託を行っている耕種も併せて「備考」欄に記入する。

2 (略)

(別紙様式 11 号)

1～5 (略)

農用地集団化促進基本計画

(記載要領)

1 (略)

2 地域営農構想の基本方針について

(1)・(2) (略)

(3) (2)の営農類型の選定方針を踏まえ、次の事項について地域営農構想策定の基本となる指標を記載するものとする。

ア (略)

イ 「経営規模」欄には、アに記載された経営体等のおおむねの経営規模(個別経営体であれば、農地中間管理権等の設定、基幹3作業の受委託等を含む平均経営面積)を記載するものとする。

現行(最終改正:令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知)

(別紙様式 10 号)

利用権等調書

1 利用権設定等の状況

土地の所在	地番	地目 (登記)	用途	地積	貸し手		借り手		設定期間		備考
					住所	氏名	住所	氏名	年月～年月	々年	

- (注) (新設)  
 1 所有者以外の者が貸し手となっている場合は、「備考」欄に◎として所有者の住所、氏名を記入する。  
 2 貸借等を希望する土地である場合は、「備考」欄に◎と記入する。  
 3 2の場合であって、貸し手又は借り手等が不明の場合、不明事項は記入しなくてよい。  
 4 実測地積を記入する場合は、「地積」欄上段に( )書きで記入する。  
 5 農作業の受委託にあっては、受委託者の住所及び氏名を「貸し手」又は「借り手」欄に記入するとともに「備考」欄に◎と記入し、農作業の受委託を行っている耕種も併せて「備考」欄に記入する。

2 (略)

(別紙様式 11 号)

1～5 (略)

農用地集団化促進基本計画

(記載要領)

1 (略)

2 地域営農構想の基本方針について

(1)・(2) (略)

(3) (2)の営農類型の選定方針を踏まえ、次の事項について地域営農構想策定の基本となる指標を記載するものとする。

ア (略)

イ 「経営規模」欄には、アに記載された経営体等のおおむねの経営規模(個別経営体であれば、利用権の設定、基幹3作業の受委託等を含む平均経営面積)を記載するものとする。

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>ウ～オ（略）</p> <p>3 農用地利用集積のための基本方針について</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 「農用地の利用集積の方法」欄には、担い手等への利用集積を<u>農地中間管理権又は</u>利用権設定を中心とするのか、農作業受委託を中心とするのかを記載するものとする。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(5) 「出し手の選定方法、選定条件」欄には、小作料等の範囲、農業用機械の保有状況、<u>農地中間管理権等</u>の設定期間等の条件とそれらを踏まえた選定方法を記載するものとする。</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7) 「調整の方法」欄には、換地選定等を通じ、受け手の連坦化を確保した<u>農地中間管理権等</u>の設定等の合意形成を図るための受け手、出し手に対する調整方法を記載するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（別紙様式12号）（略）</p>	<p>ウ～オ（略）</p> <p>3 農用地利用集積のための基本方針について</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 「農用地の利用集積の方法」欄には、担い手等への利用集積を利用権設定を中心とするのか、農作業受委託を中心とするのかを記載するものとする。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(5) 「出し手の選定方法、選定条件」欄には、小作料等の範囲、農業用機械の保有状況、<u>利用権</u>の設定期間等の条件とそれらを踏まえた選定方法を記載するものとする。</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7) 「調整の方法」欄には、換地選定等を通じ、受け手の連坦化を確保した<u>利用権</u>の設定等の合意形成を図るための受け手、出し手に対する調整方法を記載するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（別紙様式12号）（略）</p>

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
<p>(別紙様式 13 号)</p> <p style="text-align: center;">土地所有者等意向調査(例)</p> <p style="text-align: center;">換地に関するアンケート調査について</p> <p>(注) 交換分合基準含み換地調整を行う地区にあつては、表題を「交換分合及び換地に関するアンケート調査について」に改める。</p> <p style="text-align: center;">各 位 殿</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 アンケート事項</b></p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律若しくは</u>農業経営基盤強化促進法による貸付け又は農作業の委託は、貸付面積等に制限がなく、約束の期限がくれば返してもらえることになっていますが、あなたは、このことを知っていますか。(○印)</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 知っている。      イ 知らない。</p> <p>(18)～(35) (略)</p> <p>(36) あなたは、<u>農地中間管理権若しくは</u>利用権が設定されているか、又は、農作業受委託が行われている土地（実施が予定される場合も含む。）を、どのように集団化したらよいと思いますか。(○印)</p> <p style="padding-left: 40px;">ア～ウ (略)</p> <p>(37)～(49) (略)</p>	<p>(別紙様式 13 号)</p> <p style="text-align: center;">土地所有者等意向調査(例)</p> <p style="text-align: center;">換地に関するアンケート調査について</p> <p>(注) 交換分合基準含み換地調整を行う地区にあつては、表題を「交換分合及び換地に関するアンケート調査について」に改める。</p> <p style="text-align: center;">各 位 殿</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 アンケート事項</b></p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 農業経営基盤強化促進法による貸付け又は農作業の委託は、貸付面積等に制限がなく、約束の期限がくれば返してもらえることになっていますが、あなたは、このことを知っていますか。(○印)</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 知っている。      イ 知らない。</p> <p>(18)～(35) (略)</p> <p>(36) あなたは、利用権が設定されているか、又は、農作業受委託が行われている土地（実施が予定される場合も含む。）を、どのように集団化したらよいと思いますか。(○印)</p> <p style="padding-left: 40px;">ア～ウ (略)</p> <p>(37)～(49) (略)</p>

改正後

現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）

(別紙様式 14号)

(新設)

財産管理制度活用調査

財産管理制度 の名称	土地の所在	登記地目 用途	地種 (㎡)	財産管理人 の選任の日	選任された 財産管理人	選任の目的	その内容	財産管理人の 選任取消の日	余剰財産の 対処方法	備考

(別紙様式 15号) (略)

(別紙様式 14号) (略)

(別紙様式 16号)

(別紙様式 15号)

〇〇地区地域営農構想

〇〇地区地域営農構想

地区名	所在地	地区面積	ha
予 定 事 業 名 (予 定 事 業 主 体 名)	予 定 工 期 ( 年 度 ~ 年 度 年)	主 要 事 業 工 程	
地区内農業現況		地区内農業の事業後の将来構想	
4. 農用地の利用集積 ① 地区内農用地の流動化及び育成すべき経営体への利用集積 (単位: ha, %)			
地区内農用地面積(A)	地区内流動化面積	育成すべき経営体への利用集積	
うち育成すべき経営体の所有面積	基盤強化による貸借権設定面積	農地法3条による貸借権設定面積	基幹3作計 利用集積率 (B)+(C) (A)
(B)		(C)	
(注) 基幹3作業とは、基幹ほ場3作業（耕起、田植及び収穫作業）以上をいう。			

地区名	所在地	地区面積	ha
予 定 事 業 名 (予 定 事 業 主 体 名)	予 定 工 期 ( 年 度 ~ 年 度 年)	主 要 事 業 工 程	
地区内農業現況		地区内農業の事業後の将来構想	
4. 農用地の利用集積 ① 地区内農用地の流動化及び育成すべき経営体への利用集積 (単位: ha, %)			
地区内農用地面積(A)	地区内流動化面積	育成すべき経営体への利用集積	
うち育成すべき経営体の所有面積	基盤強化による貸借権設定面積	農地法3条による貸借権設定面積	基幹3作業受託面積 計 利用集積率 (B)+(C) (A)
(B)		(C)	
(注) 基幹3作業とは、基幹ほ場3作業（耕起、田植及び収穫作業）以上をいう。			

(注) (略)

(注) (略)

改正後

(別紙様式 [17号](#)) (略)

(別紙様式 [18号](#))

非農用地生み出し促進対策調書

非農用地の用途	予 定 積	おおむねの位置	取 得 者	取 得 時期	取得に係る事業名	換地取得に係る内諾の有無	換地の手法別面積		調整方針
							異 種 目 地	不換地・特別減歩	
	m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

- (注)1 「非農用地の用途」欄は、住宅用地、県道用地、農機具格納庫用地等施設ごとに区分し記入する。  
 2 住宅用地等で事業名を記入できないものは「取得に係る事業名」欄の記入は省略する。  
 3 「調整方針」欄は、経営体育成促進換地等調整事業作業要領第11の3及び4による調整等を踏まえて記入する。

(別紙様式 [19号](#))・(別紙様式 [20号](#)) (略)

現行 (最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知)

(別紙様式 [16号](#)) (略)

(別紙様式 [17号](#))

非農用地生み出し促進対策調書

非農用地の用途	予 定 積	おおむねの位置	取 得 者	取 得 時期	取得に係る事業名	換地取得に係る内諾の有無	換地の手法別面積		調整方針
							異 種 目 地	不換地・特別減歩	
	m <sup>2</sup>						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

- (注)1 「非農用地の用途」欄は、住宅用地、県道用地、農機具格納庫用地等施設ごとに区分し記入する。  
 2 住宅用地等で事業名を記入できないものは「取得に係る事業名」欄の記入は省略する。  
 3 「調整方針」欄は、経営体育成促進換地等調整事業作業要領第7の3及び4による調整等を踏まえて記入する。

(別紙様式 [18号](#))・(別紙様式 [19号](#)) (略)



改正後

(別紙様式 21号)

換地設計基準例

項目	基準例
8 換地選定手順	<p>8-1~8-9 (略)</p> <p>8-9 育成すべき経営体の集団化を考慮した個人別換地は、次の順序により選定する。</p> <p>(1) 育成すべき経営体の経営農用地の連坦化を図る上で、最も適当な位置を選定し集団化する。</p> <p>(2) 育成すべき経営体へ<b>農地中間管理権等</b>の設定等が行われている農用地は、貸し手農家の合意を得て、換地計画において集積されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、集団化する。</p> <p>(3) 育成すべき経営体が農作業を受託している農用地は、委託農家の合意を得て、換地計画において集積されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、集団化する。</p> <p>(注) 1 農作業受託については、当該地区において対象となる作業種類及びその種類数等を注書で明記すること。</p> <p>2 この基準例は、経営体育成方針作成を行う地区の基準例である。</p>
10 経営体育成方針の取扱い	<p>10-1 育成すべき経営体へ農用地の利用を集積することの必要性を十分に啓発し、理解を得るように努めるとともに、併せて、<b>農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権又は農業経営基盤強化促進法による利用権</b>の意味・内容、育成すべき経営体へ利用権を設定することの必要性等の啓発に努め、育成すべき経営体への農用地の利用集積についての合意形成を図るものとする。</p> <p>育成すべき経営体に対しては、地域農業の中核として農業を担っていくという育成すべき経営体としての意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>10-2・10-3 (略)</p> <p>10-4 既に育成すべき経営体が<b>農地中間管理権又は利用権</b>の設定を受けている農用地については、換地選定を通じて換地計画において面的に集団化されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、できるだけ集団化するものとする。</p> <p>10-5 換地選定の段階で育成すべき経営体への<b>農地中間管理権又は利用権</b>の設定が確実な農用地については、換地選定を通じて換地計画において面的に集団化されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、できるだけ集団化するものとする。</p> <p>10-6 換地計画において面的に集団化されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、換地選定を受けることとなる農家に対して、育成すべき経営体へ<b>農地中間管理権又は利用権</b>を設定する必要性等を啓発し、育成すべき経営体の農用地の利用集積に資するような<b>農地中間管理権又は利用権</b>の設定への誘導を行うものとする。</p> <p>10-7~10-9 (略)</p>

(略)

現行 (最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知)

(別紙様式 20号)

換地設計基準例

項目	基準例
8 換地選定手順	<p>8-1~8-9 (略)</p> <p>8-9 育成すべき経営体の集団化を考慮した個人別換地は、次の順序により選定する。</p> <p>(1) 育成すべき経営体の経営農用地の連坦化を図る上で、最も適当な位置を選定し集団化する。</p> <p>(2) 育成すべき経営体へ<b>利用権</b>の設定等が行われている農用地は、貸し手農家の合意を得て、換地計画において集積されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、集団化する。</p> <p>(3) 育成すべき経営体が農作業を受託している農用地は、委託農家の合意を得て、換地計画において集積されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、集団化する。</p> <p>(注) 1 農作業受託については、当該地区において対象となる作業種類及びその種類数等を注書で明記すること。</p> <p>2 この基準例は、経営体育成方針作成を行う地区の基準例である。</p>
10 経営体育成方針の取扱い	<p>10-1 育成すべき経営体へ農用地の利用を集積することの必要性を十分に啓発し、理解を得るように努めるとともに、併せて、<b>農業経営基盤強化促進法による利用権</b>の意味・内容、育成すべき経営体へ利用権を設定することの必要性等の啓発に努め、育成すべき経営体への農用地の利用集積についての合意形成を図るものとする。</p> <p>育成すべき経営体に対しては、地域農業の中核として農業を担っていくという育成すべき経営体としての意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>10-2・10-3 (略)</p> <p>10-4 既に育成すべき経営体が<b>利用権</b>の設定を受けている農用地については、換地選定を通じて換地計画において面的に集団化されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、できるだけ集団化するものとする。</p> <p>10-5 換地選定の段階で育成すべき経営体への<b>利用権</b>の設定が確実な農用地については、換地選定を通じて換地計画において面的に集団化されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、できるだけ集団化するものとする。</p> <p>10-6 換地計画において面的に集団化されることとなる育成すべき経営体の経営農用地の隣接地に、換地選定を受けることとなる農家に対して、育成すべき経営体へ<b>利用権</b>を設定する必要性等を啓発し、育成すべき経営体の農用地の利用集積に資するような<b>利用権</b>の設定への誘導を行うものとする。</p> <p>10-7~10-9 (略)</p>

(略)

改正後	現行（最終改正：令和3年4月1日付け2農振第3718号農村振興局長通知）
（別紙様式 <u>22号</u> ）（略）	（別紙様式 <u>21号</u> ）（略）

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号構造改善局長通知）に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。